第1講 今なぜ知的財産権が注目されるのか

第1話 知的財産が注目され始めた理由



なぜ知的財産戦略会議が発足し、知的財産基本法が制定されたのですか



- ①IT (情報技術) 時代を迎え、商品も技術も地球レベルで瞬時に流通するようになりました。同時に 21 世紀は偽物の時代とも言われるように不正コピーが深刻な問題になりました。生産も自社で製造工場を持たずに他社に委託するなどの方式 (ファブレス) も進行しています。
- ②そのため 1980 年代より米国を中心として知的財産権を武器とする国際的な市場ルールの構築を目指す知的財産権強化策(プロパテントの法理)が採用されるようになり始めました。その結果知的財産の国際支配が進み、パソコン OS のマイクロソフト、CPU のインテル、影像のディズニー等、知的財産権をバックに国際市場を支配する企業が続々と出現するようになりました。
 - この関連では、日本のマスコミではあまり報道されませんでしたが、日本の関連産業の知的財産権分野の関係者の間ではすっかり著名になったレメルソン氏のように1954年に出願した1件の特許出願を基に、何百件もの関連技術について特許権を取得し、それで約5億ドルも稼いだという"町"の特許成金も出現しました。
 - しかし、その裏には、基本的に日本の経営者の間では知的財産権に対する関心に欠如していたということを背景に、各国間の法制度の違いなどを武器にし、それに言葉の障壁もあって、その間隙をついた辣腕な特許事件弁護士が暗躍したという事実があることを忘れてはなりません。
- ③このように、日本は「もの作り」の技術については先進国ですが、これまで知的財産権ということに対する意識は希薄で、後進国でした。いくら「もの作り」の技術を誇っても知的財産でも先行しなければ世界のリーダーになれなくなりました。そして日本でも、ついに 2002 年 3 月には「知的財産立国」を目指して内閣府に「知的財産戦略会議」が設置され、2002 年 12 月には「知的財産基本法」が制定され、さらにそれに基づいて内閣府に「知的財産戦略本部」が発足し、「知的財産推進計画」が策定されるようになったのです。



プロパテントの法理とは 何のことですか



- ①プロパテント(Pro-Patent)の法理とは、知的財産権を強化する法理論とそれを支える政府の経済政策との組合せのことです。プロパテントの意味そのものは、特許権に保護を強くすること(特許重視)で、その反対語はアンチパテント(Anti-Patent)です。
- ②ある特許発明に対する特許権侵害を判定する場合に、プロパテントの立場に立つ と、特許発明の権利範囲を広く解釈するようになります。知的財産権は排他的独占 権ですから権利の強化は発明、創作意欲の増進、産業競争力の強化に役立つ反面、 権利者による市場支配を促す懸念もあります。
- ③従って各国政府は自国の知的財産活動の状況によって、独占禁止法との関係を考慮しながら、プロパテントとアンチパテントを使い分けてきています。しかし、国際的にはプロパテントが潮流になりつつあります。
- ④そして日本も国際的なプロパテントの動きを背景に、知的財産先進国になったとの 認識の下に、プロパテントの方向に舵を切りをしましたが、心配な面もあります。
- ④それは日本が依然として追従型研究開発・技術開発を得意としていると思うからです。追従型研究技術開発を得意とする日本にとってプロパテントの方向への変更は厳しいものになると思います。日本が先行型研究開発・技術開発に転換できるかどうかが、これから重要な鍵を握るようになると思います。



プロパテントの潮流はなぜ生まれ まれたのですか



- ①プロパテントの法理は1980年代始めに米国で生まれました。
- ②米国ではどちらかと言えば産業寄りの共和党と労働者寄りの民主党では知的財産権の保護のスタンスが異なり、だいたい共和党政権はプロパテント政策をとり、民主党政権は独占禁止法を厳しくするという流れがありました。
- ③1980 年、第 2 次石油危機が世界経済を直撃し、廉価な石油を前提とする米国経済は破綻の危機に瀕しました。そこで米国は輸入規制を行うとともに、上級特許裁判所を創設し、独占禁止法を緩和し、さらに 1985 年の「ヤング・レポート」に基づく「88年包括貿易・競争力強化法」を制定し、特許法、関税法その他の知的財産関連法を改正し、知的財産権を画期的に強化しました。
- ④この改正法により米国ではプロパテントの流れが確定し、知的財産権の紛争が増大し、権利者に有利な判決が主流となると共に賠償金も飛躍的に高額になりました。 日米企業間でも、以下のような高額紛争、その和解金による解決などの事例が相次 ぐようになりました。

・ポラロイド対コダック:自動焦点カメラ	判決 873.3 百万\$	1991年
・TI 対富士通:キルビー特許	原告請求額 2000 億円	1991年
・ハネウェル対ミノルタ:自動焦点カメラ	和解金 127.5 百万\$	1992年
・ コイル対セガ・エンタープライズ:ゲーム機	和解金43百万\$	1992年
・レメルソン対トヨタ他:CCD 画像処理	和解金 100 百万\$	1992年
・IBM 対京セラ:パソコンソフトウェア	原告請求額 187 億円	1993年

これらの背景には日本企業を標的とした辣腕な特許事件屋弁護士の暗躍があった。彼らが暗躍 することが出来たのは、以下のような事情もあった。

- ①日本は聖徳太子の昔より「和をもって尊し」とする国であり、話合いによる円満解決を望んでいました。当方が有利な状況でも経営的な判断で示談に応じる傾向がありました。この特質を知りぬいた一部の弁護士が特許事件屋弁護士となりました。
- ②彼らが日本企業を攻撃する根拠としたのは、もっぱら「88 包括貿易・競争力強化法」により制定された米国特許法 271(g)項と改正関税法 337 条でした。たとえば、米国にしか存在していなかった方法特許を使って外国で生産された部品を組み込んだ自動車などの組立品に対してまでも、特許権侵害訴訟と米国への輸入差止請求をちらつかせて示談を強要するなどを行いました。

第2話 知的財産権の保護の課題



知的財産権の保護に関して、日本ではど んなことが課題になっているの ですか



- ①日本は商品の貿易収支は大幅な黒字(入超)ですが、知的財産に絡む技術収支は極端 な出超でしたが、最近は黒字に転換し始めています。
- ②しかし、それは主として日本企業の海外進出に伴う日本企業の海外子会社からのライセンス収入増によるものです。日本は「もの作り」では優れていますが、新しいアイデアや技術などを先行して研究開発すると同時に、それを普遍的な知的財産という形にまでまとめることに関しては、これまで不得手であったと言えます。それは日本の国民性や社会構造等に起因しているように思います。
- ③ちなみに米国ではソフトウェア、遺伝子組替等のバイオテクノロジーなどの分野で革 新的な新技術が次々に生み出されました。これらが米国のプロパテント政策への転換 の引き金になったと言われています。
- ④インターネットとパソコンの普及により情報が、これまでと比べられないほど世界中で短時間に情報を共有できる社会になりつつあります。その中にあっても、そういう影響を受けないというか、享受できない人たちが現実にはたくさんいるというのも事実ですが、こうした情報を共存できる人たちは世界中で間違いなく急増しています。少なくとも、一般の人たちはともかくとして、世界各国の政府や企業など行政やビジネスに密接に関わっている人たちには、隅々まで行き渡るような時代になっています。
- ⑤そういう時代背景を前提にすると、もちろん数学や理論物理などの分野で世界的な貢献を果たしている人たちがいることも事実ですが、どちらかと言うと、日本の多くの人たちは見えるものをベースに改良開発を得意であって、それが国民性のようにも思えます。さらに、見えないものに挑戦と、その成果を世界に通用する普遍的な知的財産として形にすることも不得意のように思えます。そうした弱点を認識すると同時



細川 学著

世界の潮流がプロパテントに向かってい る中で、日本は、その長所を伸ばし、短 所を克服することができますか



- ①これまで追従型研究技術開発を得意としてきた日本にとって、先行型研究開発・技術 開発に変身することは決して容易なこととは思えません。しかし、世界の潮流がプロ パテントに向かっている中で、それに日本だけが抵抗することはできません。
- ②それに拍車を掛けているのがインターネットの普及に伴う世界レベルでの情報の共有 化です。日本も受け身で知的財産権を主張するということではなく、積極的に知的財 産権を主張する、その基盤として先行型研究開発・技術開発に注力し、その成果を世 界に通用する知的財産権として理論的に整理し、主張するという姿勢が求められてい ます。
- ③つまり、どちらかと言えば日本は追従型研究開発・技術開発が得意で先行型研究開発・ 技術開発は不得意だったのですが、プロパテントに移行せざる得なくなり、先行型研 究開発・技術開発の国家に変えることが緊急の課題になったので政府は知的財産戦略 会議を発足することになったのです。
- ④現在、日本は産・官・学が一致協力し、プロパテントに対応する先行型研究開発・技 術開発への移行を進めています。先行型研究開発・技術開発に資源の重点配分が行わ れるようになっています。こうした努力が継続的に行われれば、いずれ日本にも先行 型研究開発・技術開発で成果を上げる研究所や企業が増えてくるでしょう。

第3話 行政と発明



知的財産基本法、知的財産推進計画等 の行政手段によって、発明は増大する ものなのでしょうか



① 世間をアッと驚かせる発明は、行政が奨励したり、補助金を交付したりすれば、直ぐに生まれてくるというようなものではありません。しかも、日本のエリートと呼ばれる研究者や技術者、それに会社の経営幹部も、どうも昔から他人の発明などにけちをつけるは得意ですが、自分自身が大発明をしたり、部下の発明を適正に評価したりする能力はあまり備えていないようです。

ちなみに自動織機など生涯に100件以上の特許権を取得した日本の発明王・豊田佐吉が、 豊田佐吉の発明に目を付けた三井物産の誘いがあって1907年に設立した合弁会社、豊田式織機株式会社(現豊和工業株式会社)を追われることになったのは、そのまさに先駆的な事例と言えるでしょう。追われたものの豊田佐吉はへこたれず、1926年、新たに株式会社豊田自動織機製作所を設立しました。現在のトヨタ自動車は、この株式会社豊田自動織機製作所に1933年に発足した自動車部が基になっています。

NHK のプロジェクトXに登場する成功例も、逆境と無理解の壁を乗り越えた事例ばかりです。最新の特許情報の中に身を置いた経験のある元特許審査官、元特許弁護士、元企業の特許管理者は世界に何百万人もおられると思いますが、その方々から大発明家が生まれた例は聞いていません。いくら行政が法令を制定し、情報や環境を整え、予算をつけ、啓蒙しても、行政を行う「人」が発明を愛し、発明の質をかぎ分け、研究者を信頼しなければ大発明は生まれないでしょう。発明は地味な努力の積み重ねとそれを支える「投資家」の慈愛的タグマッチで開花します。

- ②革新的な大発明は必ずしも経営的に儲かる発明とは限りません。儲かる発明は、市場に広く流布されているか、または将来流布される可能性のある商品の利便性を追及した改良発明やひらめき形の小発明でも熱心に追及すれば可能性があります。反対に権力者や成功体験のあるベテラン技術者の思い込み発明は要注意です。
- ③業界初の大発明をした場合にも意外な落し穴があります。米国の K&T 社は複合工作機械(マシニングセンター)を発明し、基本特許を取得しましたが、それに飽きたらず絶対的な 特許にしたいとの欲望にかられて不公正行為を行い、基本特許そのものが権利行使不能になりました。モーリンス社も同様な欲望にかられ、大発明を無にしました。知的財産の世界では公平の原則が支配し、不公正は許されません。
- ④特許庁は出願された発明を公平に審査し、正確かつ迅速に特許権の付与等の処分(権利付与の手続)するのが役割です。プロパテント政策であっても、特許庁が強い特許権にするための技術指導や明細書作成指導することはありません。弱者を支援する国選弁理士の制度もありません。プロパテントの法理を採用するかどうかを含めて争いのある権利を最終的に確定するのは裁判所です。弁護士、弁理士の役割が重要です。
- ⑤一方、最近の市民権的な運動として、人が産出した知恵は人類共通の財産であるとし、 知的財産権の手厚い保護に疑問を提起する動きが国際的に出ています。特にエイズ特効 薬の特許権や著作隣接権の分野で問題が提起されています。プロパテント政策も社会と のバランスを検討することが求められるようになっています。

第1講の補足説明

- ① プロパテントの定義
 - a. 制度の存立価値がある
 - b. 権利の有効性の判定が権利者に有利
 - c. 均等の範囲を拡大
 - d. 属地主義の拡大
 - e. 侵害救済の額(賠償金)、手続、期間(暫定及び最終)で権利者を優遇
 - f. 独禁法(反トラスト法)緩和の法理→シカゴ学派の台頭

② シカゴ学派

- a. カゴ大学の経済学グループ
- b. 市場原理や自由競争を重視する経済システムの研究
- c. USA のレーガン政権(1980~88 年、共和党)はシカゴ学派の経済システムを採用し、ヤング・レポート(1985 年)を受けてプロパテント政策を採用した。
- ③ シカゴ学派による反トラスト法のナイン・ノー・ノーズ (Nine No-No's) の放棄
 - a. 特許ライセンス契約の制限条項の内、従来は当然違法と見られていた以下の9項目が合理の原則により、個別に判断されることになった。(1) 抱き合わせ条項、(2) グランド・バック条項、(3) 再販売の制限、(4) 競争品取り扱い制限条項、(5) 排他的ライセンス条項、(6) 一括ライセンス条項、(7) 不当ロイヤルテイ、(8) 製法特許の最終製品の制限条項、(9) 販売価格の制限条項
 - b. パテントミスユースの条件の緩和

④ ヤング・レポート

- a. 1985年1月、当時のH&P社長ジョン・ヤングを座長とする産業競争力に関する委員会(The President's Commission on Industrial Competitiveness) は「世界的競争・新現実」(Global Competition/The New Reality) = ヤング・レポート=を発表した。
- b. このレポートの第2部付属資料D項において、知的財産保護の国内外の現状分析をした上で、 米国の競争力を強化するための内外政策を提言された。
- c. レーガン政権はこの提言を基に 1988 年包括貿易・競争力強化法を成立させた。知的財産関係の主な法令改正は以下の項目である。
 - (1)特許法第271条(g)項を新設し、方法特許の適用範囲を拡大した。
 - (2)米国特許法第 287 条(b)項を改正し、方法特許の侵害品の輸入に対する権利者の特許番号表示義務を軽減した。
 - (3)米国特許法第 295 条を改正し、方法特許の製造方法に関する立証責任を被疑者に転嫁 させた。1994 年 Pfizer 事件
 - (4)反トラストを緩和し、特許法第271条(d)項(5)を特許権の乱用でないとした。
 - (5)米国関税法第337条を改正、特許法第271条(g)項侵害品の輸入差し止めを容易にした。
 - (6)日米2国間協議によりわが国の工業所有権法は大幅に改正された。別講参照
 - (7)多国間協議により、BIRPI(知的所有権保護連合)は WIPO(世界知的所有権機構)に、 GATT(関税及び貿易に関する一般協定)は WTO(世界貿易機構)に改組された。 別講参照
 - (8)1982 年に設立された米国の CAFC(Court of Appeals for the Federal Circuit、連邦巡回控訴裁判所)における 1995 年 Hilton 事件判決は、特許事件は特許裁判所でとする流れを醸成した。別講参照

⑤ 特許権が企業経営に強力なインパクトを与えた例

- (1) グラクソ・ウエルカム社の「ザンタック」(抗潰瘍剤) の特許権は 1997 年に製品特許権の期間が満了した。
 - a. 特許権満了前の売上高 =6億8600万ドル/6カ月
 - b. 特許権満了後の売上高 =1億6700万ドル/6カ月
 - c. 特許権切れで売上は1/4以下に激減した。
- (2) ミノルタは米国ハネウェル社に 1 億 2750 ドル (約 166 億円) 支払って和解 自動焦点カメラ米国特許 、1992 年 2 月 8 日、日経
- (3) わが国の医薬メーカは英国医薬品メーカとの特許訴訟に敗訴し、30 億円の損害賠償の判決: 胃薬の製造方法に関する日本特許、東京地裁 1998 年 10 月 12 日判決

⑥ 用語の解説

- a. 知的財産:Intellectual Property
- b. 知的財産権:Intellectual Property Right
- c. 「工業所有権=Industrial Property Right」: わが国では一般に特許、実用新案、意匠および商標(工業所有権 4 法という)をさす。現在の英文は Intellectual Property Right の用語が使われているが、厳密には知的財産権との同意語ではない。
- d. 知的財産には工業所有権、著作権=Copyright 及び営業秘密を包含するが、営業秘密=Trade Secret は法定の「権」ではないので、厳密には知的財産権には含まれない。
- e. 営業秘密を保護する不正競争防止法は営業秘密という権利を付与する法律ではなく、競争秩 序維持法である。
- f. 知的財産権は通常の財産権と区別して「無体財産権」とも言われている。
- g. 国際的には工業所有権を保護するパリ条約(1883 年成立)と著作権を保護するベルヌ条約 (1886 年成立)がある。
- h. パリ条約には営業秘密が含まれているが、わが国では特許法でも著作権法でなく、不正競争 防止法で保護されている。
- i. 知的財産とは人間の知的活動の成果と営業上の信用を示す標識を包含する概念である。知的活動の成果として、発明、考案、創作、標章等を化態した品物や著作物等の文化財となる。
- j. 知的財産を保護すべき理由に諸説があるが今日では「無体財産権説」が有力である。精神的産物が一種の無形の産物として社会に認知されている事実を直視し、有体財産権と区別され、所有権や人格権を包含する新たな権利であるとされている。
- k. OS: Operating System、コンピュータを作動させるための基本的ソフトウェア
- ① 1954年のたった1件の特許出願を元に分割出願、継続出願を繰り返して100件以上の特許権を取得し、世界の大企業より5億ドル以上の特許収入稼いだ町の発明家レメルソン氏 (THE WALL STREET JOURNAL, 1997.4.9)

⑧ 憲法第11条[基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、 侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

注:知的財産の人格権は基本的人権そのものである。

プロパテント政策の推移

